

二、部隊編成及行列

- (一) 行列、途中及集合解散時ニ於テハ一切、印刷物ヲ領有セサルコト
- (二) 行列隊伍ハ四列縱隊トシ廿五伍(百名)以下ヲ以テ一組トスルコト進行中ハ各組間三間以上ノ距離ヲ保持スルコト
- (三) 相當數ノ組ヲ以テ全隊ヲ數部隊ニ分別シ各部隊間三十間以上ノ距離ヲ保持スルコト
- (四) 但シ部隊數ハ豫メ當屬ノ承認ヲ受クルコト
- (五) 隊伍ハ集合所ニ於テ解散シ解散時ニ至ル迄直列サバレルコト
- (六) 行列中ハ濫ニ駐足又ハ停止セサルコト
- (七) 何カトモモ途中ニ於テ參加スルコトヲ許サバレルコト
- (八) 本運動中英ノ目的意外ノ行動ニ出テントスル虞アル者ニ對シテハ之レカ參加ヲ禁止シ若クハ隊外ヲ命スル場合アルコト

三、部隊責任者

- (イ) 本運動ニハ給指揮者ヲ定メ一切ノ責ニ任スルコト
- (ロ) 給指揮者ハ出発前一般參加者ニ對シ當屬ノ注意事項ヲ徹底セシメ置クコト
- (ハ) 各部隊ニハ部隊責任者ヲ置キ所屬部隊ノ責ニ任スルコト

四、旗幟

- (一) 各組ニハ監督者二百以上ヲ附シ隊屬部隊員ニ與スル責ニ任スルコト
- (二) 給指揮者及部隊責任者ハ夫々白地ニ給指揮者又ハ隊屬指揮者ト墨書セル肩章ヲ佩用スルコト
- (三) 組監督者ハ白地ニ所屬組合名ヲ墨書セル腕章ヲ佩用スルコト
- (四) 以上ノ外連絡委員長一行及各部隊ニ連絡委員二名ヲ認ム
- (五) 連絡委員長及連絡委員ハ所屬組合名及連絡委員タルコトヲ墨書セル白腕章ヲ佩用スルコト
- (イ) 標語旗ハ十六本以内タルコト
- (ロ) 標語ハ隊員當屬ノ承諾ヲ經クルモノアルコト
- (ハ) 旗幟ハ愛國団体協許會一本ノミトスルコト
- (ニ) 部隊旗ハ各部隊一旗死トスルコト
- (ホ) 標語旗、部隊旗、旗幟ハ白地ニ墨書セルモノナルコト
- (ヘ) 手旗ハ一切之ヲ携帯スルヲ許サバレルコト
- (ト) 各旗ハ労働組合及農民組合ノ各旗ニシテ既成ノモノニ限ルコト
- (チ) 但シ異種ノ各旗ハ既成ノモノトモ之カ携帯ヲ許サバレルコト